

午前九時〇〇分開議

○議長（谷重幸君） おはようございます。ただいまの出席議員数は10人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

報告します。住民課、中村主幹は住民課窓口対応のため欠席です。

本日の日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1 一般質問を行います。

一般質問の順序は、お手元に配付のとおりです。

10番、鈴川議員の質問を許します。10番、鈴川議員。

○10番（鈴川基次君） おはようございます。議長のお許しをいただきましたので、通告に従い質問をさせていただきます。

県下初の女性町長という栄に浴された町長、現在は女性知事も存在し、女性の市長候補もささやかれている時代ですが、これまで和歌山県には女性町長が誕生しておらず、県下初という見出しで注目度を浴びて町長ともども美浜町が紹介されている好機です。お互いに、町長、議員として切磋琢磨して、よりよい美浜町を目指し、その名を高め美浜町の充実発展につなげていくことが私たちの責務であると思います。

今回、町長としての初議会で所信を表明されました。所信の一端ということで、まだまだ就任間もなく具体的な政策面まで言及されていませんが、所々に女性町長らしさが盛り込まれた所信と感じました。6月議会には政策的な肉づけ予算が上程され、そのベースとなるのはやはり今回の所信であると思いますので、詳細を把握させてもらいたい上から何点か質問をさせていただきます。

まず所信の中で、選挙期間中に掲げられた、「強く」「優しく」「美しい」まち美浜をスローガンとして3つの柱を個別に説明されています。その中で、新たな取り組みとか施策、願望として、何点か所信の中で言及されています。

それらを列挙しますと、1、介護予防と防災対策との連携、2、幼児・高齢者がともに刺激し合えるサロンの実施、3、多世代交流・子育て交流・サロンの場としての地方創生事業の活用、4、買い物・通院・通いの場への送迎サービス等の仕組みの実現、5、これは選挙公約にもなっていますが、高校生までの医療費無料化、6、新生児の聴覚検査の補助、7、子どもの口腔ケア、8、女性リーダー町づくり隊、9、女性の消防団員。

上記の取り組みや施策事業が新しく所信に組み入れた経緯と、それらの内容についてももう少し詳しく説明してもらえればと思います。もし所信の中で説明しているのが全てで、それ以上の内容は今後検討するというのであれば、それはそれで結構です。

次に、所信で表明された、新規だけではなく全ての取り組み、施策を実現するためには相当な予算が必要であり、当然優先順位という問題になってくることと思います。所信の中で、住民の皆様からこの4年間、藪内に託して幸せだったと言ってもらえるように誠心誠意努めてまいりますとありますが、まず、本年スタートの年として、この取り組みはぜひ予算化したいと現時点で考えている優先順位の高い取り組みは何ですか。

次、3点目、まずは職員としっかりコミュニケーションをとり、職員の母として、時には厳しく、時には優しく、ともに住民サービスの向上に一生懸命取り組んでまいりますとあります。この職員とのコミュニケーション云々は、町長が今回、町長選挙出馬に至った本丸一丁目一番地の課題であろうと推察します。職員とのコミュニケーションの必要性を誰よりも感じていることと思いますが、どのような方法で思いで実践していくのか、お伺いします。

最後に、所信には触れていませんが、副町長人事は町民にとって大きな関心事であることは言うまでもありません。先日の初登庁時にも取材を受け、周囲と相談しながらできるだけ早く決定したいと答えています。

そこで、お伺いしますが、前例からして県職のOB、現職員、役場庁舎内から、また民間人と選択肢はいろいろと考えられますが、そういった経験値とあわせて、その人の人間性ということも選考の大きな要素だと私は考えます。町長として今後4年間、自身の片腕と期待する副町長の人物像はどういった資質や人間性の人が適任だとお考えですか。

以上、よろしくお願ひします。

○議長（谷重幸君） 町長。

○町長（藪内美和子君） おはようございます。

鈴川議員の町長の所信表明と新体制についてというご質問で、1番目の、今回、新たな取り組み・施策について、その経緯とその内容をもう少し詳細にというご質問で9つについてお答えいたします。昨日と同じ答弁もあると思います。

まずは①介護予防事業と防災対策との連携につきましては、私が所信表明で述べさせていただいたとおりで、高齢者の方がいきいき百歳体操等の介護予防の取り組みを続けることで筋力や体力をつけ、災害時の避難行動でも介助を必要とせず、みずから避難できるようになればという考えからでございます。

②幼児・高齢者がともに刺激し合えるサロンの実施につきましては、例えばそれぞれの地域の集会所等において、地域の子どもと老人クラブ等の高齢者の方が交流する機会を持つことで、子どもにとっては育ちを支援し、人に対する親しみや感謝の気持ちを育む上で重要な機会となると考えてございます。

高齢者にとっても、高齢者ならではの知恵を伝える機会となり、役割ができると生き生きと生活していくということに結びつきます。また、子どもとかかわることはよい刺激となり、子どもの元気な声は、高齢者にも活力を与えることが期待できると思っております。

また、近隣市町等の事例も聞きながら、良策を見出せばと思っております。

③の多世代交流・子育て交流・サロンの場として、地方創生事業の活用につきましては、地方創生を活用しての多世代や子育て交流につきましては、現在、吉原の多目的室、産品棟、周辺の保安林内で、協議会主催の催しやSNSでのつながりで、多くの子育て世代が集まり交流が行われております。また、多世代交流につきましても、今後これも一般社団

法人が主催になりますが、多世代グラウンドゴルフ大会や自然に親しむ交流が行われる予定となっているようです。まちとしてもできる限り協力し、今後もそういった交流がふえてくれればと願っております。

④買い物・通院・通いの場への送迎サービス等の仕組みの実現につきましては、例えば、社会福祉協議会がデイサービスの空き時間帯を活用して、社協が所有するデイサービスの送迎用車両等を利用して、買い物・通院・通いの場への送迎をするといった仕組みを検討するというところでございます。

⑤これは選挙公約にもなった高校生までの医療費無料化につきましては、多くの保護者の方々からのお声をいただいております。平成30年10月1日現在、県内の状況は、30市町村中18歳までが12市町村の状況でございます。近隣の市町では18歳までの無料化が進んでいるところでございます。私といたしましては前向きに検討していきたいと考えてございます。

⑥新生児の聴覚検査の補助につきましては、新生児の聴覚検査の実施により聴覚機能の早期確認、早期対応を行うことが音声言語発達等への影響を最小限に抑えられることから、全ての新生児を対象に実施することが重要であるとされており、検査費用の一部を助成するものでございます。

⑦子どもの口腔ケアにつきましては、乳幼児健診時におきまして、歯科医師による診察と歯科衛生士によるブラッシング指導を行い、虫歯予防に努めていますが、新規事業といたしまして、2歳児健診時にフッ化物塗布を実施していきます。また、和田小学校では、希望者が週に1回フッ化物洗口を実施していますが、松原小学校におきましても実施していきたいと考えてございます。

⑧女性リーダー町づくり隊につきましては、まず時間ができれば女性が集うようなところへみずからがお邪魔をし、お話を聞く、その中から町づくりのヒントがあれば、そういう人たちに集まっていたら、座談会的なものができればいいなと考えているところでございます。町づくり懇談会的な委員会で委員を委嘱してではなく、ざっくばらんに意見交換ができる、そんな集まりができればと思っております。

⑨女性の消防団員につきましては、現在、和歌山県内30市町村のうちの半数以上の17市町村で総勢295名の女性が地域の消防団員として活躍されています。事務組合などの消防署員を含めると316名に上ります。

本町でも二、三年前から消防団幹部会においても女性消防団員について議題に上がっていると伺っておりますし、消防庁や県危機管理・消防課からも、女性や若者の消防団員の募集についての通達も届いております。県内の女性消防団員の活動を私自身調べましたところ、主に広報活動や救急救命講習の講師、火災発生時の後方支援（現場の交通整理）などを行っております。私といたしましては、あらゆる場面での女性活躍の推進を後押しできる方策の一部として、女性消防団員が誕生してくれることを願っております。

2番目の、所信の中で本年度から予算化して取り組んでいきたい優先順位の高い施策は

何かについてお答えいたします。

皆様のご期待に沿えるよう全てのことを予算化していきたい気持ちでございますが、財政厳しい折、各担当課長とも議論を交わし、ほかの事業の見直し等も含め進めてまいりたいと思っておるところでございます。

3番目の職員としっかりコミュニケーションをとるためにはどのような方法で、思いで、実践していくのかについてお答えいたします。

仕事をするのはやはり職員ですので、課長時代からも同じですが、職員としっかり信頼関係を持つことが1番だと思っております。まずはおごることなく、当たり前のことですが、素晴らしいことや結果が出れば職員をたたえ、失敗すればトップが責任をとること、また職員を守ることで本当のリーダーになればという思いでやってきましたので、その姿勢を貫いていくことです。

そして、以前、議員が成人式で新成人に贈った言葉、「実るほどこうべの垂れる稲穂かな」「情けは人のためにならず」この言葉を忘れずにいることだと思っております。

4番目の副町長人事について、その経験値とあわせてどういった資質や人間性の人が適任とお考えかについてお答えいたします。

昨日の北村議員に対しての答弁と同じになりますが、私といたしましては、国や県とのパイプを担っていただき、また、どんな仕事にも精通し、職員にアドバイスをしてもらえ、町民の皆様にも喜んでもらえるような人柄のよい副町長を選任できたらと願っているところでございます。しかし、相手もいることですし、私1人ではどうすることもできません。議員の皆様にもご承認いただかなければなりませんので、その節はどうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（谷重幸君） 10番、鈴川議員。

○10番（鈴川基次君） 新施策の9点について、丁寧にご答弁いただきましてありがとうございました。

町長は、役場の一職員として、これまで長きにわたり町政にかかわってこられた経験を通して、こういうまちにしたい、また町民の幸せのために、こういう取り組みや施策をやりたいという熱い思いが詰まった所信であろうと私は感じています。今後、限られた予算の中で最大の効果を発揮するために具体的にどのような方法で、手法で実践していくのかは、住民や職員、また議会の意見を聞きながら進めていきたいということですので、それを見守り、また期待もしていきたいと思えます。

そこで、昨日から同僚議員も私と同じような趣旨の質問をして、質問に対する町長の答弁、そして今の私への答弁から、町長の現時点でのお考えをかいま見ることができましたので、私の考えとあわせて何点か質問をさせていただきます。

まず、町長の所信の中で、私も今の美浜町の現状を見たときに重点施策として取り組んでもらいたい、それも早急に取り組んでもらいたいという施策が何点かあります。

まずは、介護予防ということであります。

常々言っていることですが、平均寿命が延びても健康寿命が伸びなければ何の幸せにもつながりません。逆に医療費や介護費が上がっていきだけで、まちにとっても、また本人にとっても大変つらいことでもあります。現在、幸いにも百歳いきいき体操という体制が全町に浸透しておりますので、これを今後、継続・充実させて、健康長寿のまちと言われるように頑張ってください。

次に、買い物・通院・通いの場としての送迎サービス等の仕組みの実現です。

この問題に関しては、これまでも議会でもたびたび取り上げられ、路線バスを運営している会社等にも改善を申し出たと聞きますがなかなか難しいようであります。

今回、町長の所信の中で社協との連携という一つの具体的な案が示されました。もし社協でそれを担ってもらえるのならありがたいことですが、移動手段の不便さの解消は、これは町長のみならず我々議員もたびたび住民から指摘されることであり、町内共通の課題であるということだと思います。

次に、これは町長の所信の中に、子育てするなら美浜町でと言われるようなまちになるように努力したいと。これは美浜町が目指す町づくりの一つの方向性ではなかろうかと私は思います。今後、美浜町の人口減少ということの本気で解決していきたいと考えるならば、子育て支援と教育の充実は、子育て層を美浜町へ呼び込む大きな手だてになるに違いないと考えます。

これら3つ、私自身にとって重点項目を早急にしていきたいという願いを持って、町長の考えを、2点目に全ての所信の中で、まず何が重要か、ことし何をやりたいかという中で具体的に示されていませんので、まずそういったことから始めていただきたいという願いも込めて町長のお考えを聞きたいと思います。

それともう1点、これらの町長の所信にある事業を進めていくためには、各課の連携、町長部局、教育委員会部局合わせての連携協力ということが何よりも望まれることだと思います。子育てするなら美浜町を目指すのであれば、これも教育委員会と、教育の充実をさせるためには教育委員会との連携も必要だろうと思います。よく行政は縦割りであると言われる中で、こういった重要な施策を進めていく上で、町長部局の中の連携、また町長部局と教育委員会の連携ということは今後重要になってくるかと思っておりますので、そのあたり町長としての考えがあればお聞きしたいと思っております。

○議長（谷重幸君） 町長。

○町長（藪内美和子君） 鈴川議員にお答えいたします。抜けているところがあればまた指摘してください。

まず、介護予防の関係で健康寿命が伸びなければということですが、本当に医療費にもつながることですので、このいきいき百歳体操をもとに、またこれにサロンをひっつけるとか、そういう高齢者の居場所づくりというのが大変重要になってくるかと思っておりますので、そういうところへもつなげていけたらなという思いはあります。

それと移動手段の関係も、まずは社会福祉協議会との連携でそういうところも社会福祉

協議会がやっているというところもあると聞いてございます。それを、また研究していただいて、地域福祉包括的支援体制づくりにおける必要なパートナーであるとも、社会福祉協議会とは考えておりますので、社会福祉協議会にも研究いただいて、そういうことが実現できればという思いでございます。

子育てするなら美浜町でということなんですけれども、お金を皆さんに補助するというのも、それは大切なことだと思うんですけれども、私としては保護者、母親と心でつながっていただけらなと思ってございますので、そういう方が相談しやすい役場、そういうことも目指していきたいなと考えております。

まず何をやりたいかということなんですけれども、本当に皆さんのご希望に沿えるようやりたいという気持ちはありますが、やはり財政事情もございますので、各課の課長とも相談しながら進めてまいりたいと思っております。

それで各課の連携ということですが、まずは私と職員とのコミュニケーションをとって、それからまた横のつながりということも大事でございますので、そういうふうには、鈴川議員が言われるように進めていただけらなという思いは持っております。

以上です。

○議長（谷重幸君） 10番、鈴川議員。

○10番（鈴川基次君） 何分町長になられてまだ1カ月たつか、たたんかですので、今後いろいろとそうした具体が見えてくる中で、私自身も提言もさせていただき、また思うことがあれば言わせてもらいたいと思います。

それで最後に、これは質問ではないんですけれども、要望としてお聞きいただければいいと思うんですけれども、昨日の一般質問の町長の答弁の中で町長は、子育て支援の中で近隣市町にはない施策を考えているのかという問いに対して、これ龍神議員でしたかね、「出生届を提出された方々に対して、私からお祝いの手紙をお送りしたいと考えています」と答弁されています。また、お金だけの支援ではなく、心をつないでいくことを大切にしたいとも答弁されました。私はこれらの発言、言葉には大変心に響きました。物やお金の支援というのは、これは限界があるわけなんですけれども、心の支援というのは、これは限界がなく無限であると思います。子どもが生まれたら、町長さんからお祝いの手紙が届いたよ。それも直筆で。私はお親御さんも大変喜ぶと思います。

それからもう1点、職員とのコミュニケーションをとるためにということで、その質問に対して、町長は、「当たり前のことですが、すばらしいことや結果が出れば職員をたたえ、失敗すればトップが責任をとること、また職員を守ることで本当のリーダーになればという思いでやってきましたので、その姿勢を貫いていくことです」と、課長時代こういう姿勢で、思いでやってきたということでしょうが、成功すれば職員のせいやと、失敗したら私が責任とると、これはもう本当に指導者として、リーダーとしての理想の姿だと僕は思います。これはなかなか普通のことではできない。言葉ではみんなのおかげでできたよと言えるかもしれませんが、本心からそう思っているかどうか、言葉だけじゃ

なしにね、それはやはり職員、はたにいてる職員が、町長本心からこう言っているんや、いや言葉だけやということ、はたにおるとわかると思います。本心からやっぱりそういうリーダー、今まで課長でしたから課員だけですけれども、今後はもう町全体の責任者ですから、そういう思い、当然といいますか、なかなか僕は難しいことだと思います。本心からそう思えるのは。

だから、きのうの町長の答弁を聞かせていただいて、まだ就任間もない中で、何とか自分の言葉で自分の思いを伝えたいという思いを、私自身も伝わってきました。また職員もいろいろと感じていることと思います。これから今後いろいろ町長は限られた、失礼な言い方ですけれども限られた職場でしか経験してない中で、いろいろと職員の力をかりなければならぬ、また答弁にしても、自分ではできない答弁も出てくることだと思うんですけれども、町長の今のそういう、成功したら職員のおかげや、失敗は私が責任をとると、そういう気持ちがある限り、私は職員が必死になって町長を支えてくれるものと思いますので、どうかこれからコミュニケーションということを大事にして頑張ってくださいと。これが私の一つの要望といいますか、思いをお伝えさせていただいて終えさせていただきます。

○議長（谷重幸君） しばらく休憩します。再開は9時45分です。

午前九時三十二分休憩

——・——

午前九時四十五分再開

○議長（谷重幸君） 再開します。

9番、繁田議員の質問を許します。9番、繁田議員。

○9番（繁田拓治君） それでは、議長のお許しを得ましたので、通告に従い一般質問を行います。

ふるさと納税について。

2008年、平成20年にスタートとしたふるさと納税制度、ことしで11年目を迎えます。画期的なこの制度は話題を呼び、2013年、平成25年には寄附によって税金の控除を受けた人が10万人を超え、自治体への寄附額は140億円以上に上り、年々増加傾向にあり、2017年度には3,653億円に達したと言われています。

もともと収入が少ない地方の自治体に、寄附を通じて税の細分化を図るという趣旨で始まった制度であり、この制度では、本来は自治体に入るお金の半分以上は、実は個人に還元されている自治体もある。ここちょっと抜けておりました。どの自治体でもお金が足りないと言っている中で、これでいいのか疑問である。自治体への収入が漏れてしまっている。以前にも何回か質問をしましたが、ふるさと納税と言うが、本当はその自治体への寄附であります。本来住んでいる自治体に税金を払う義務がある。ふるさと納税は、払う義務のない自治体に自由な意思でお金を払う、寄附をするということになります。自治体としては、選んでもらうために、いい返礼品、お礼の品を出して選んでもらうようにする。

だから返礼品合戦になり、過熱状態になってくる。自治体からすれば、住民でない人から寄附を受けるわけだから、少しでも寄附してもらおうように返礼率のアップにつなげていく。幾ら返礼をしようと自治体の勝手じゃないかということで、返礼品合戦になっている。寄附する個人からすれば、この制度ができるまでは住んでいる自治体に納税していたものが、この制度ができて、自由にどこの自治体にでも納税（寄附）することができる。税金の納め先を一部シフトすることになる。納税者個人の負担にならないで返礼品がもらえる。この制度を利用するには、2千円の負担をすれば返礼品がもらえる。こんなお得な制度はない。

だったら、この制度を見直す必要はないと思われるが、一方で得をする人が出れば、一方で損をする人が出てくる。世の中にうまい話ばかりではない。損をするのは誰か。寄附をする人が住んでいる自治体ということになる。他の自治体にふるさと納税をすればするほど、その人が住んでいる自治体の税金がどんどん流出することになる。東京、千葉、埼玉、神奈川の1都3県で税の減収分は、昨年度だけで1,170億円にもなったと言われています。住民サービスに影響が出始めているという。他の自治体から寄附をもらうために頑張っている自治体が多いと思われるが、限度がある。

総務省は返礼品合戦の自粛を求め、3割以下にするよう求めており、違反をした自治体はこの制度から除外するとしている。

収支についていま一度検討を加える時期に来ているのではないか。納税という行為を喜んでやるというのは、ふるさと納税初めて気づいたところでもある。税を納めるというのはどうあるべきことなのか。考えてみる必要があるのではなかろうか。災害時、災害地に返礼品は要らないので、寄附をする。こういったこそ、ふるさと納税の原点ではなかろうか。

そのようなことをもとに、次の質問をします。

1つ目、ふるさと納税が導入されない場合の税収及び他の自治体に納税（寄附）した金額と件数は。

2つ目、ふるさと納税で得た寄附額（返礼品、手数料等を差し引いた額）と件数は。

3つ目、返礼額と手数料は、返礼品は寄附額の何%か。

4つ目、返礼品の出展業者数と品目数及び上位ランクは。

以上、よろしくご回答いただきますようお願い申し上げます。

○議長（谷重幸君） 町長。

○町長（藪内美和子君） 繁田議員のふるさと納税について、4点お答えいたします。

まず1番目、ふるさと納税が導入されない場合の税収及び他の自治体に納税（寄附）した金額と件数はについてお答えいたします。

直近の平成30年度課税分について、ふるさと納税として他の自治体に納税した人数は60名で、寄附額は5,229千円でございます。ふるさと納税をしなければ、実際に町税として収納される金額は2,347千円でございます。

2点目、ふるさと納税で得た寄附額についてでございますが、3月14日現在の寄附額は43,318千円、返礼品及び事務手数料は22,381千円、差し引きした実質の税収は20,937千円となります。寄附申し出件数は2,032件となっております。昨年度の寄附額は15,417千円、返礼品及び事務手数料は10,594千円、差し引きした実質の税収は4,823千円であり、比較いたしますと、本年度については大きく増加しております。

3点目、返礼額と手数料は、返礼品は寄附額の何%かについてお答えいたします。返礼額と手数料につきましては、返礼品は寄附額の30%、送料を含む手数料は約25%となっております。仮に当町に10千円の寄附をいただくと、返礼品が3千円、送料を含む事務手数料が2,500円、実質の税収が4,500円となります。

4点目、返礼品の出展業者数と品目数、及び上位ランクはについてお答えいたします。3月14日現在、受け付けを行っている事業者返礼品では、11事業者、132品目。上位ランクの返礼品につきましては、12月末現在におきましては、1位うめどり、2位ミカン、3位桃、4位しらすとなっております。なお、今後も引き続き事業者及び返礼品のより一層の充実を図り、寄附額の増加に取り組んでいきたいと考えてございます。

○議長（谷重幸君） 9番、繁田議員。

○9番（繁田拓治君） ありがとうございます。今、町長のほうから説明いただいたんですけども、先日、この回答書というのを私の手元に送っていただきました。それと中身がかなり変更しているかな、ちゃんとよう聞き取らなかったんですけども、数字、もしそんな場合やったら、今気づいたんですけども、再度答弁者にその変更したところをいただけたらありがたい。

そうしたことで、再質問に入らせていただきます。2回しかあとできませんので、何点かまとめてさせていただきますので、よろしくお願いします。

まず、今の回答書の確認でありますけれども、まず、ふるさと納税が納税されない場合の税収及び自治体にいただいた寄附金とかいろいろ言うんですけども、この30年度につきましては、美浜町から他市町に寄附をした人は60名であるということですね。その企業金額は5,229千円である。しかし、ふるさと納税という制度がなかったら、実際は今までどおりであると2,347千円が税収として収納される、こういうことですね。そして今度は、美浜町民が外へした人数が60名でしたのですが、逆に美浜町に寄附をいただいた人は2,032名ということになります。金額については、20,937千円の利益が上がっておると、実質。しかし、美浜町から外へ出たのが2,347千円ですので、差し引いたら18,590千円の実質の収入であると、こういうことになりますね。この30年度の予算の町税5億96,752千円もあるんですけども、町民税とか固定資産とか軽自動車、たばことか。その税収でそれだけ18,590千円プラスになっておるといふことだと思います。

それで、この2,032件の方が他市町から美浜町へ寄附をいただいております。

ども、大体どこの自治体からの寄附が多いかというのを、わかればあとでお答えください。

それと、次の返礼品と手数料、これは返礼品は寄附額の30%、総務省が言うてるやつですね、30%にしておると。それで送料とか手数料を含んだものについては25%、ですから55%いってるわけですね。だから45%が実収入ということになると思います。

それと、そこで、近隣町でもいろいろあるんですけども、一番調べてみると少ないのは、この10年間、ふるさと納税を得た制度が始まって、10年間で10,000千円の収入しかないというところも近隣町ではあるようです。それでその中から返礼品を1割、10%ぐらい払っておると。これはネットとか楽天とか、そういうふうなものを使わずにやっているということです。だから、我が町はかなり収入を得ておるということになります。

そして返礼品の出展業者、11事業者とあるんですけども、地元業者はどのぐらい入っておるのかなという、多いほどええと思うんですけども、こういう制度をやるについては。それで上位ランクを見ても、うめどりとかミカン、桃というのは、うちの地場産品ではないんやけれども、うまいことそこらやってくれているなと思います。

ちなみに御坊市は34業者あると、287品目あるというふうに言われています。うちには11事業者ですから。御坊市は商売人も多いし、なんですから33倍もあるんでしょうけれども。それで御坊のほうは、上位ランクはフルーツセットやと。その次に2番目が蜂蜜の梅干し、3番目は梅干しやけど、白漬けというか、そういうものらしいです。

参考までですけども、都道府県別の寄附額を見ても、都道府県別ですから、1番寄附額の多いのは北海道らしいです。365億円。2番目は佐賀県315億円。3番目宮崎県249億円。それで大阪につきましては、大阪府は多いように思いますけれども200億70,000千円ということです。5番目らしいです。和歌山県は全体で12位、103億50,000千円と言われております。全国で寄附額は3,653億円、これは29年度ですから、もっと今はふえておると思います。この中でも泉佐野市とか、特別各市町村別に分けると物すごく利益を上げておるというか、異常なところもあるそうですけれども。それと別に、今度は納税で減額されて、ようけ出ているところでやっぱり1番多いのは世田谷区らしいです。29年度41億、30年度で53億円に達するであろうと言われております。

こういったことをもとにして、質問をさせていただきたいと思います。何点かありますので固めていきたいと思います。

まず、この返礼品とは、形を変えての減税であります。本来公共サービス等の税金として入っていくものが、その人には返礼品として還元されるわけで、減税であると思います。それで金持ちの人ほど税金が多いんですから、金持ち優遇措置であるというふうなことが言われております。たくさん減税されるから。今、社会保障にしても教育にしても福祉にしても、みんなお金がなくて、国や地方がピーピー言っている中で、特定の個人に、お金持ちにたくさん減税するというのを認めるのかということも言われております。税とはど

うあるべきものか、いま一度考えてみる必要があると思います。これについて町長の見解をお願いします。

それと次、寄附金が幾ら集まったと喜んでいるのも、まちには収入減が少ないから悪いことではないと思いますが、趣旨について真剣に考えてみてはと思います。こういった趣旨についても意見を伺いたいと思います。

それから、そもそもふるさと納税という制度は、自分のふるさととか災害に遭った自治体に、自分が納税しなければいけない自治体のお金をそちらに振り向けて、少しでも応援しよう、助けようという目的で始まった制度であります。決して税金を使っていいものをもたらおう、いい目をしようという制度ではありません。大事な原点を考える必要があるという意見も多いと思います。応援したい自治体、困っている自治体を助けるためにできた制度であるので、こういったことでも議論が必要と考えますが、いかがですか。

このような事態になった以上、国として明確な基準とか根拠とかルールとか、ガイドラインを示していく必要があるのではないかといろいろ考えておったんですけども、昨年末に行った調査では、返礼品30%の決まりを守っていない自治体は221減って25になった。地場産品でない返礼品を送っている自治体は117減って73あるとされております。総務省はこういった制度を改める方針を示したことで、多くの自治体が返礼品を見直したことが伺えます。2つの項目を守っていない自治体は総務省のほうで、泉佐野市や多賀城市や新潟の三条市など、7つあったと名指しで批判をしております。こういったことについて、この制度について町長としての思いもあわせてお聞かせいただけたらと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（谷重幸君） 町長。

○町長（藪内美和子君） 繁田議員にお答えいたします。

この制度についての思いということでも答弁させていただきますが、やはりこの制度がある限り、私どもの美浜町としましても財政厳しい折、やはりある限りは進めていきたいと考えておるところでございます。その一言でございます。

○議長（谷重幸君） 総務政策課長。

○総務政策課長兼健康推進課長（野田佳秀君） お答えいたします。

まず、どこの自治体からの寄附が多いのかというところでの回答でございます。12月末現在の件数でいきますと、1,506件でございます。1位が東京都403件、27%です。2位が神奈川県173件、11%。同じく2位が大阪府で、同件数で11%でございます。4位が愛知県101件、7%でございます。5位が兵庫県93件、6%となっております。

続いて、返礼業者11業者のうち地元はというご質問ですけれども、町内が8件ございます。11業者中8件です。残りが町外ということで3件なんですけど、この3件につきましては美浜町の商品を出品してくれているところでもございます。

続いて、ふるさと納税の見直し等々についてですけれども、今現在国のほうにおきまし

て、地方税法等の一部改正が審議中となっているところでございます。それが可決された場合なんですけれども、ふるさと納税の見直しが行われます。その対象となるのが、返礼品の返礼割合を3割以下とすること。2点目が返礼品を地元産品とすること。この2点のみがふるさと納税の対象となるということで、国のほうで地方税法等の一部改正について審議中というところでございます。この分につきましては、平成31年6月1日からの施行となっているところでございます。

以上です。

○議長（谷重幸君） 9番、繁田議員。

○9番（繁田拓治君） こういったことについて、なぜ質問するかといいますと、3月13日付の地方紙に、日高郡の町村会の定例会が11日にあったと。政府要望10項目承認という記事の中に、我がまちから要望事項として幾つかあるんですが、その中にふるさと納税の返礼に係る地場産品の定義をより広義にという記事が載っておりました。それで質問させてもらったんですけれども、これはどういうことであるか説明していただきたいと思えます。

僕は最後ですので、まとめてまいります。

今までの寄附金の使途についてお聞かせください。それから、町長さんも変わりましたので、今年度の寄附金の収益金の使途について、これからですけれども、どうしようと決めておりますか。寄附金について、ただ一般会計に放り込んでしまうというのではなくて、私としては基金として積み立てておいたらどうかと思うんですけれども、その基金の使途ですけれども、特別何かの事業や建設費に使うとか、地方創生事業のこれから行っていく補助に使うとか、何か目的を決めておいてそこへ使っておくと。金額は大体予想つくと思いますので、使途を明確にしておくというのも必要でないかと思われまます。というのは、寄附をする側からすると、目的があったほうが寄附をしやすいというか、そういうこともありますので、町長が今言われております高校までの医療費の無料化について、こんなやつも、金額的には3,000千円、年にもよりますけれども、3,000千円前後ぐらいあれば賄われるんじゃないかと思えますけれども。このふるさと納税からこういうものを引くというのも、適切でないような気もするんですけれども、そこら辺も含めて、医療費無料化、いろいろ問題あるかと思えますが、メリットもあろうし、デメリットもいろいろあろうかと思えますけれども、そこら辺も兼ねて考えていただけたらと思えます。それについても、お答えできる範囲でお答えください。

それと最後ですが、もう一つ、寄附をいただいた方には礼状を送ると思えますけれども、それよりも町民で他市町にふるさと納税をしない、寄附をしないで、従来どおりに我がまちに納税してくれている方々にもお礼を言わなあかんのと違うかな。礼状を出せというのはちょっとお金もかかりますし、ですから広報か何かにもでも掲載してお礼を言うというのも一つの方法じゃないかと。普通やったら、よそにいったらいろいろ返礼品ももらえてうれしいと思うんですけれども、我がまちに税金を納税してくれている方にもありがたく納

税をしていただくという気持ちが必要かと思うんですけれども、そこら辺も兼ねて、最後よろしくをお願いします。

○議長（谷重幸君） 総務政策課長。

○総務政策課長兼健康推進課長（野田佳秀君） お答えいたします。

美浜町のほうから町村会のほうに要望した件についてですが、要望内容につきましては、返礼品の地域の実情に応じてさまざまな形態があることから、地場産品については県内・郡内とするなど、より広義にお願いしますということで、要望のほうをさせていただいているところでございます。この理由といたしまして、純粋な美浜町の返礼品というのが、数のほうが非常に少ない状況ですということもありまして、今現在の美浜町の返礼品につきましても、日高管内の返礼品が多くございます。そういったことから、広義に広げてほしいということでの要望をさせていただいているところでございます。

寄附金の使途を特定財源にしたかどうかというご質問ですけれども、3月14日現在の実質的な収入は約20,000千円でございます。それを特定財源扱いにすると非常に使い勝手が悪いのが現状でございます。しかし、今後もそういった寄附金がふえるということであれば、そういったことも考えていきたいと思っているところでございます。

3点目の我がまちに税金を納めてくれている方に対して、広報とかそういうのをしたらどうかということですが、今のところそういったことは考えてはございません。

以上でございます。

○議長（谷重幸君） 町長。

○町長（藪内美和子君） 繁田議員にお答えいたします。

ふるさと納税が億という、そういう金額になってきましたら、本当に特定財源にということも考えられますが、今のところはやはりこの財政厳しい折、一般財源でという形になってくるかと考えております。

以上です。

○議長（谷重幸君） しばらく休憩します。

再開は10時35分です。

午前十時二十二分休憩

——・——
午前十時三十五分再開

○議長（谷重幸君） 再開します。

8番、森本議員の質問を許します。8番、森本議員。

○8番（森本敏弘君） 8番、森本です。

2019年3月美浜町議会定例会において議長の許可を得ましたので、通告に従って一般質問をさせていただきます。

まず、2月の美浜町議会議員選挙におきまして町民の皆様の支持をいただき、この場に立たせていただいたことに感謝御礼申し上げます。ありがとうございました。町民の皆様

の声が届けられるよう頑張らせていただきます。

このたびの選挙で当選を果たされました藪内氏の町長就任をお祝い申し上げます。住民の声を大切に、生き生き働ける町役場づくり、民主的な町政に尽力されますようお願いを申し上げます。そして、日々奮闘されている執行部の皆様におかれましては多大なる敬意を表します。ふなれな私ですのでご迷惑をおかけすると思いますが、何とぞご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

さて、私の初めての一般質問ですが、選挙期間中にも訴えさせていただきました、共産党中西満寿美前美浜町議会議員も求めていました子育て支援の課題である18歳高校卒業までの医療費の無料化、給食費の引き下げ、入学準備金の入学前の支給について質問をさせていただきます。

初めに、18歳高校卒業までの医療費の無料化についてです。

子ども医療費助成策では、森下前町長のもとで、2011年に小学校卒業まで、そして2013年に15歳中学校卒業までと拡大充実されました。医療の心配がなく子育てに取り組める重要な取り組みです。高校進学は全入に近くなり、大学等次の教育機関に進む状況も広がり、家庭での教育費の負担が大きくなっています。そのような中、日高郡御坊管内では医療費の無料化が18歳高校卒業までと拡大されつつあり、支援が進んでいます。

昨年10月に、美浜町内の方々に町政にかかわるアンケートをさせていただいたところ、250通を超える回答をいただきました。全軒数に対して見れば、約8%の抽出資料となります。その中で、美浜町のよいところ、複数回答ですが、最も多いのが「自然の豊かさ」であると75%の方、2番目に「買い物が便利」が35%の方、一方、「子育てがしやすい」には12%の方が回答を寄せられています。そして、子育てで望むことについては、最も多かったのは「医療費の無料化」31%の方、2番目には「安全な通学路の確保」30%の方、3番目に「自然豊かな遊び場」24.5%の方と続いています。子育て支援を強く希望し、中でも医療費無料化拡大への期待が高いと考えられます。

ご家庭を訪問させていただく中で、直接、「何とかしてほしい」「なぜ導入できないのかな」「津波被害を避けにくいことから他町に住む人がいる。せめて子育て支援については充実させてほしいな」などとの声をたくさんいただきました。それだけ実現を求める強い希望が町民の皆さんにあるということと捉えられます。

ある高校での同じクラブの生徒さんで、同じ病院で異なる診療で出会ったときに、一方は無料で他方は支払うということがあり、戸惑いを覚えた方からのお話もお聞きしました。医療の心配なく、子どもたちが思い切って学校生活を送れる。伸び伸びと活動できることを励まし、支えられる有効な政策ではないでしょうか。

町長は選挙期間中から、また所信を語る中で、子育て、高齢者の暮らしを応援する「優しい」町づくり、「子育てするなら美浜町で」と力強く表明されました。そして、この18歳医療費無料化については検討すると訴えておられます。ぜひ実現をさせていただきたい。その上において、以下3点の質問をいたします。

18歳高校卒業までの医療費の無料化拡大の意義、効果はどのようなものと捉えられているのでしょうか。

町民の皆さんからの声、期待をどう捉えられているのでしょうか。

検討というのは実現するためという意味なのでしょうか。

3点でお伺いしたいと思います。

○議長（谷重幸君） 町長。

○町長（藪内美和子君） 森本議員の18歳高校卒業までの医療費の無料化についての3つについてお答えいたします。

まず1つ目、18歳高校卒業までの医療費無料化拡大の意義、効果はどのようなものと捉えているのでしょうかについてお答えいたします。

子ども医療費の高校生までの無料化につきましては、当町におきましては、平成23年8月から受給対象者を小学校卒業まで、平成25年4月からは中学校卒業まで拡大し、医療費の自己負担分を助成しているところでございます。平成30年10月1日現在、県内の状況は、就学前まで1町、小学校卒業までではなく、中学校卒業まで17市町、18歳までが12市町村の状況でございます。近隣の市町では、高校生までの無料化が進んでいるところでございます。

18歳高校卒業までの医療費無料化拡大の意義、効果はどのようなものと捉えているのかとのご質問でございますが、私といたしましては、18歳までの方が病気やけがが重篤にならず、早期に発見し治療ができるということ、また、保護者の経済的な負担が軽減できるのではないかと考えてございます。

2つ目、町民の皆さんからの声、期待をどう捉えているのかについてお答えいたします。

私自身、選挙戦を通じて、町内全域を歩き、多くの住民の皆様と接する中で、医療費無料化の対象者拡大に多くの声をいただきましたので、その声をしっかりと受けとめ、前向きに検討していきたいと考えてございます。

3つ目、検討というのは実現するためという意味なのかについてお答えいたします。

今、ここで実施するとは断言できませんが、財政事情も厳しい状況が続いてございます。スクラップ・アンド・ビルドの考え方にに基づき、前向きに検討していきたいと考えてございます。また、検討した結果につきましては、議員の皆様にご説明したいと考えてございます。

○議長（谷重幸君） 8番、森本議員。

○8番（森本敏弘君） 今、意義、効果について、早期発見の治療が可能といったようなことで紹介していただきましたが、私は、ほかに、金銭的に不安なく子どもをしっかりと学校教育に送り出すことができると同時に、子どもたち自身がその家庭の実情にかかわらず、思い切って生活、生き生きと過ごせる、そういった生きる意欲の向上にもつながるだろうと思っています。

そして、こんな例もあります。愛知県の広報、犬山市のを見渡したところ、こんな効果

もあるというお知らせがありました。ちょっと読ませていただきます。

地域経済にも効果。お母さん方が安心して子育てしやすくなり、これが定住や出産の促進につながるほか、病気の早期対応で重症になるのを防ぎ、健康増進や安心の確保につながるができます。また、若い世代の定住促進により地域経済の活性化、さらには高齢者対策も含めた自治体運営の安定化にも役立ちますと、そのような形で広報にも紹介されているところがありました。

それから、お伺いしたいところがあります。多くの声をいただいたということでありませけれども、具体的に、例えばどのような声があったのか、もしわかれば聞かせていただきたいなと思います。

2つ目ですけれども、実現に向けての困難と思われるようなところ、問題点、どのようなところなのか。そして、先ほど実現に向けてスクラップ・アンド・ビルドの考え方というふうにおっしゃられました。昨日の北村議員の中でもおっしゃられています、そのスクラップ・アンド・ビルドの捉え方、どのようなものかお聞きしたいところです。よかったものをなくす、終えるという意味であるのか、効果の低いところのものをよりすぐれたものという意味で捉えられているものなのかお伺いしたいと思います。

以上です。

○議長（谷重幸君） 町長。

○町長（藪内美和子君） 森本議員にお答えいたします。

多くの声をいただいたということでありましたが、どんな声であったのかというご質問でございますが、やはり日高郡内で、ないのが由良と美浜町ということで、「どうして日高郡内一緒にならないの」とそういうお声が多かったように思います。自治体の考え方もありますので、まずは日高郡内何もかも一緒という考えではないんですが、やはり住民の皆様にしては、いやそれはちょっと違うんじゃないのというような意見でございました。

それから、実現に向けての困難、問題点はどのようなことなのかということですが、やはり美浜町、大変財政厳しくなっております。今年度予算編成時にも実質収支比率96%でしたかね、そういう予算の編成でということでしたので、やはりそこら辺の財政事情を鑑みますと、すぐにやるよというなかなか答えは出てこないと考えてございます。

まず、スクラップ・アンド・ビルドにつきましては、既存の事業を縮小、廃止など関係課長と協議して、新年度に入りましたら進めていきたいなという考えでございます。

以上です。

○議長（谷重幸君） 8番、森本議員。

○8番（森本敏弘君） お声の中で由良町、美浜町だけであるということも触れられておりましたが、私もお聞きする中ではそのような声を直接大きく聞きました。

確かに他と比べてどうやというのも一つの見方でありませけれども、それを同時にあわさったときには、先ほどの紹介した、以前に谷重幸議員も触れられたことがあったと思ひませけれども、そのような格差を感じられるような場面に出くわしたとき、やっぱりその

ことについて、自分たちの町の行政について信頼感をなくしてしまうようなことにもなってしまいます。できるだけそういうふうな感じにならないような、そして、安心して日々が送られるような方向として積極的に捉えていただいて進めていただくことが大切ではないかなというふうに思います。

スクラップ・アンド・ビルドのところにつきましては、やはり現在までのいいものの政策を消すのではなくて、不要なもの、急がなくてもいいもの、そしてより効果の高いものに変換するというふうな捉え方でいかがでしょうかと思います。

定住促進、先ほどの質問の中で触れましたけれども、この美浜町でしっかりと住んでいくところの雇用促進に、定住促進にやはり犬山市の広報に見られるような効果としては我が町にも捉えられるのではないかと思います。ぜひともそういった点をさらにとっていただいて、実現の方向に努力していただきたいと思うのですが、先ほど、結果については町民にもお知らせしたいということでもあります。そのことは、できないということの場面も想定されるということで捉えるんですけれども、その辺はいかがかなということと、改めて重ねてお聞きしますが、検討をするということにつきましては、実現をもとに進めていくということで捉えることになるのかを再質問させていただきます。

○議長（谷重幸君） 町長。

○町長（藪内美和子君） 森本議員にお答えいたします。

結果について、できない理由もお知らせするのかというご質問だったと思いますが、できない場合は、そういうことも必要であると考えております。

それから、実現をもとに捉えることになるのかということですが、とりあえずは前向きに検討したい。私もまだ2週間しかたっておりませんので、まず関係課長とも協議して、前向きに検討したいということでお答えいたします。

以上です。

○議長（谷重幸君） 8番、森本議員。

○8番（森本敏弘君） 結果については、しっかり一応知らせるということの捉えでいきたいと思います。ぜひとも実現をするためにご検討を進めていただきたいということで、次の質問に移ります。

学校給食費の値下げについてお伺いいたします。

日本国憲法第26条では「すべての国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負う。義務教育は、これを無償とする。」とあります。貧困等、就学が困難な状況にある子どもにも等しく教育が受けられるよう要請されるものです。

現在、全国的に学校給食の無償化が進んできています。無償化が導入された自治体では、無償化を始めた理由として、本来の意義はもちろんとして、子どもの発達保障にかかわる食と食育の保障、また少子化対策、地域創生の支援なども捉えられています。文部科学省の平成29年度の学校給食の無償化等の実施状況の調査結果からでは、1,740自治

体中82自治体が無償化され、第3子以降無償実施は91自治体、また第2子以降無償実施は7自治体となっています。和歌山県では、3自治体が無償に踏み込んでいます。

また、無償化によって、児童・生徒においては、食事の意義やよい食事の摂取や残食を減らす意識の向上や、未納・滞納であることへの心理的負担の解消になったり、保護者においては、経済的負担の軽減や安心して子を送り出せること、また食育について話し合う機会の増加、そして教員においては、食育指導に関して意識が高まることなどが報告されています。私たち美浜町にとっては、子育て支援、少子化対策としても有効な取り組みであると考えられます。

そこで質問ですが、美浜町において無償化についてはどのような意義がありますか。

2つ目、美浜町における第2子及び第3子、また第3子を超えるご家庭数は、近年3年間はどれほどになっていますか。

よろしくをお願いします。

○議長（谷重幸君） 教育長。

○教育長（古屋修君） 森本議員の学校給食の値下げについてのご質問にお答えをいたします。

まず1点目、無償化についてはどんな意義があるかということについてですが、平成27年4月から食材費の高騰等の要因により、やむなく値上げをさせていただいたところでございます。その後、現在に至るまで値上げもなく、学校給食法に基づき、食材費を保護者負担で賄っている状況でございます。また、それ以外の費用といたしましては、紀州学校給食センターへの委託費や栄養士の人件費などが町負担となり、予算の範囲内で給食を提供している状況でございます。

さて、無償化についての意義につきましては、保護者負担の軽減だと考えますが、給食費への無償化、第3子以降の無償化は、どちらも今のところは考えてございません。

○議長（谷重幸君） 町長。

○町長（藪内美和子君） 2つ目の、美浜町における第2子、第3子、また第3子を超えるご家庭数の近年3年間の数についてはお答えいたします。

議員ご質問の家庭数につきましては、現在、ゼロ歳から中学生までの子どもを養育されておられます被用者及び非被用者を登録しました児童手当受給者台帳から算出しております。平成28年度末では、第2子の家庭数は187、第3子は74、第3子を超える家庭数は9であります。29年度末での第2子の家庭数は181、第3子は72、第3子を超える家庭数は12、また31年2月末における第2子の家庭数は168、第3子は62、第3子を超える家庭数は14でございます。

○議長（谷重幸君） 8番、森本議員。

○8番（森本敏弘君） 今、意義についてお答えいただきました。保護者負担の軽減ということでもあります。先ほどの18歳医療費無料化のときにも話をいたしました。それ以外の意義もあるかと思えます。そのことについてもう少し深めていきたいと思えます。

また、今、第2子、第3子、また第3子を超えるご家庭数の数についてお答えいただきました。その中で、第3子を超える家庭も私にとっては多いなという印象を受けました。例えば30年の14件、第3子以上の76件から見ると約20%、2子以上の捉えの中でも約10%近くともなるかと思えます。私の印象かもしれませんが、もしご家庭で3人、4人が育てられる環境の中で同時に小中学校に通っておられるとしたときに、仮に1食300円として175日利用したとすれば、約50千円を超すことになります。それが3人から4人になりますと、年間で160千から200千円という形になるかと思えますが、それは月々に支払うという形の中で万単位を超えていく形になります。多子を抱え育てられているご家庭については、非常に大きく感じられるところではないでしょうか。少子化対策、そしてこの美浜でしっかりと町をさらに反映させるという形の大きな意義もやっばりついてくるのではないだろうかと思えます。

町長にお伺いしたいのは、先ほどお答えいただいたのは教育長さんでしたけれども、町長の立場として、どのような意義をお持ちになられるのかお聞かせ願いたいと思います。また、子育てへの励ましとなるかどうか、その点についてもお聞かせ願いたいと思います。以上です。

○議長（谷重幸君） 町長。

○町長（藪内美和子君） 森本議員の町長の立場としてどう捉えているのかというご質問でございますが、私といたしましても、教育ではございますが、やはり食事という観点からしましたら保護者の責任でもあると感じてございます。それと、3子以降という多子ということでございますが、住民の方からも、町長、3子とか4子とかいうけれども、1子目から手厚くそういうことをしていただかなかつたら、次2子目、3子目と、子どもは授かるものですが、なかなか育てられないんじゃないかなというようにお声も聞いていますので、特に給食費の無償化ということは考えてございません。

子育てへの励ましになるかということでございますが、給食費を無償化したからといって励ましになるとは、私自身考えてございません。

以上です。

○議長（谷重幸君） 8番、森本議員。

○8番（森本敏弘君） お答えいただきました。1人目が大切ということであります。

でも一方で、皆さんからお伺いすると、実質やはり多子にわたって同時期にそれを支払いしていく。教育費自身で、さまざま全体で考えますと多くの支出を抱えられています。給食費の部分が減額され、そのことによってほかのところを不足している部分に充実していけるということもあります。そういう観点からすると、子育ての励ましに大きな効果があると思えます。ぜひとも多子を抱えた家庭の無料化の減額に踏み込んでいただくようお願い申し上げます、この課題についての質問を終わります。

続いての質問です。

就学援助の入学準備金の入学前支給についてです。

就学援助の入学準備金の入学前支給の実施を求めます。安心して子どもを学校に送り出せ、子どもが不安なく登校できるためには大切な取り組みです。美浜町では、長年にわたる執行部の努力により、支給時期は早まってまいりました。平成30年度第4回定例会での中西議員の入学前支給を求める質問において、4月入学後できるだけ早い時期に支給をするとの回答がありました。さらに支給時期を早めていただき、入学前での支給を求めます。

就学援助制度は、義務教育の無償、教育の機会均等を示した憲法第26条や教育基本法に基づいてつくられた制度です。学校教育法の規定によって、市町村において適切に実施されなければならないことになっています。また、平成26年に施行された子どもの貧困対策の推進に関する法律により文部科学省は、各市町村での就学援助の活用充実を図っています。

それをもとに行われた平成30年度就学援助実施状況等調査において、小学校における新入学児童生徒学用品等の入学前支給の実施状況を見ると、「平成29年度に実施」または「平成30年度から実施を予定または検討」と回答した市町村の割合は、1,766市町村中の1,285市町村と約73%となっています。さらに、「平成31年度から実施を予定または検討」または「実施を検討中（時期未定）」との回答をした市町村の割合を加えると85%を超えることとなります。同様に、中学校においては86%に達しています。入学前支給に積極的に取り組もうと各自治体は進んでいると理解できるのではないのでしょうか。また、文部科学省は、平成29年度より入学前に支給された新入学児童生徒学用品費等について国庫補助対象とできるように要綱を改正しました。

平成30年第4回定例会での中西議員の報告にありましたが、和歌山県内では、2019年度新入生から実施予定の自治体と、中学生のみと小中両方での実施を含めると30市町村中21市町村になっています。御坊日高管内では、4市町で実施または実施予定です。

安心して子どもが学校教育に入れるよう入学前支給に踏み切っていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。また、支給対象となる人数の近年3カ年の推移はどうなっていますか。ご回答のほどよろしく願いいたします。

○議長（谷重幸君） 教育長。

○教育長（古屋修君） 入学準備金の入学前支給についてのご質問にお答えをいたしたいと思えます。

まず1点目、入学準備金の対象者の過去3年間の人数についてですが、平成28年度から申し上げますと、平成28年度で小学生5名、中学生6名、平成29年度で小学生3名、中学生8名、平成30年度で小学生8名、中学生8名、そして来年度、平成31年度では、小学生はまだわかりませんが、中学生が7名となっております。

2点目、入学前支給を踏み切ってもらえないかというご質問です。入学準備金の入学前支給につきましては、以前から、中西満寿美議員より何度となく要望や質問を受けていますし、お二人の議員の言われていることは十分に理解することができます。しかしながら、

担当課といたしましては危惧する点があり、なかなか踏み切れない状況にあるのが現実でございます。そして、議員ご指摘のとおり、全国的にもまた県下的にも、入学準備金の入学前支給を実施している市町村が増加していることも承知してございます。そうした状況を鑑みながら検討を重ねてまいりましたが、来年度、つまりは1年後から、まずは中学校に入学する対象生徒に対して入学前支給が実施できるように取り組んでまいりたいと考えてございます。

○議長（谷重幸君） 8番、森本議員。

○8番（森本敏弘君） お答えありがとうございます。

今お答えいただいた中で、中学校に入学する対象生徒に来年度実施するという事でお聞きしました。改めてお聞きしますが、2020年4月に中学校に入学される予定の生徒でということの理解でよろしいでしょうかということと、そして、もう一つは、危惧するところがあると言われましたが、どのような内容になりますか。

以上です。

○議長（谷重幸君） 教育長。

○教育長（古屋修君） まず、実施するために取り組んでいく、先ですが、1年後というふうにお考えいただけたらと思います。1年後です。今回ではなしに1年後です。

それから、危惧する点につきましては、以前から中西議員にもいろいろとお話をさせていただきました。何かと申しますと、一番の危惧する部分は、支給をしました、その後、突如転校しました。つまり住居が変わりました。他の市町村へ行ってしまいました。支給したお金が返ってくるかどうかという部分です。人間というのは、一度ポケットへお金が入りますとなかなか戻すのが難しいのが現実だと思います。私自身もそうです。そういった意味で、もちろん返ってくるための手だては十分にしていきたいと思いますが、返ってくる保証はないというふうに思います。その点が大変危惧する部分です。そういった点でご理解をいただけたらと思います。その点がなければ、素直にいけるものだというふうに思います。

以上です。

○議長（谷重幸君） 8番、森本議員。

○8番（森本敏弘君） ありがとうございます。

危惧するところでお聞きしたところでしたが、その辺のところも、既に実施されている自治体のほうでの悩みとしてはあったかもわかりませんが、その辺について、既に実施されている自治体はどのような対応をして乗り越えているのかということをお調べ願いたいなと思います。

その中で、文科省の出されている先ほどの調査書、平成30年度の就学援助実施状況等調査によりますと、「受給者に対し支給額の返還を求める」と回答されているのが4割、そして、「返還は求めず、転居先の市町村に対して支給済みである旨を連絡する」と回答されているところもあります。また、二重支給とか支給漏れ防止のためにどういう対策を

とられているかということでございますと、「市町村の間の連絡・情報共有を密にする」「保護者に対して翌年度転居する予定等がないことを確認または転居する可能性等がある場合には申請を控えるよう周知する」といった回答が寄せられているそうです。

確かに、質問回答にありましたように、急な転居でそのままになってしまうという場合も危惧される場所でしょうけれども、それができるだけないような形で進められるということも対応されるべきところではないかと思えます。ぜひともそういったところを、他の既に行われているところの対策も検討していただいて、そして、小学校入学前の入学準備金の入学前支給についてもぜひとも取り組んでいただければと思います。その点についてお聞きいたします。

○議長（谷重幸君） 教育長。

○教育長（古屋修君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

まず、近隣の町へ転居された場合は比較的やりやすいと思うんです。すぐ連絡がとれますし。ただ、転居する先によっては、大変遠方であった場合にはなかなか連絡がとりにくいという部分もあろうかと思えます。そういった意味では、非常に困難な部分があります。それとともに、もう一つは、仮に向こうの転居先のまちで申請をしてもらおうとすれば、4月の早い時点でしなければなりません。ということは、すごく短い期間でこの対応をしなければいけないというふうな状況が生まれてきます。だから、3月の終わりから4月の中ごろまでにはけりをつけていかなければ、準備金ですから、もっと向こうへ行ったら余り意味がなくなってくるという意味もありますので、そういう時期的なタイトな問題が一方にはあろうかと思えます。

それと、他町村の状況につきましては聞いたこともあるわけなんですけど、これはもう他町村の問題ですので、ここで申し上げるわけにはいきませんので私はあえて申し上げませんが、できるだけスムーズにいくような形になるように、まず事前からきちんと手だてを保護者との間で踏んで、こういう約束でお願いしますよというあたりをきちんとしていきたい、そのように思っております。

仮に返納せずに行った場合は、当然、向こうの自治体に対してもう支払っていますよという形をとらねばならんとは思いますが、そうすると、美浜町にとってはマイナスになりますので、これも困ったことだなというふうなことを思っております。そういった意味で、なかなか踏み切れなかったというのはそこにあるわけなので、ご理解を願いたいと思います。

ただ、先ほど終わりのほうでおっしゃられました小学生に対しては、これは、学校へ入ってこなかったらなかなか実態というのがつかみにくい状況もございます。それも、入学前につかむためにはどうすればいいのかというあたりのこともまた研究もしていきたいな、このように思っております。すぐにはなかなかできないと思います。ご理解ください。

○議長（谷重幸君） 8番、森本議員。

○8番（森本敏弘君） さまざまな危惧を紹介していただきました。でも、それに対して

も努力していける方向のものがあるというふうな最後の返答でもあったかと私は理解するのですが、そういった形で、まずは、初めに中学校に対しての入学前支給ということが進んでいけるということで理解させていただいて、まことにありがとうございます。ぜひとも、引き続いて小学校入学前の入学準備金の支給というところにもご努力いただきたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（谷重幸君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

午前十一時二十八分散会

再開は、22日金曜日午前9時です。

お疲れさまでした。